

府立学校 校長・准校長 様

教育 振興 室 長

緊急事態宣言下における府立学校の部活動について

令和 3 年 1 月 13 日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、大阪府を含む 7 府県に緊急事態宣言が発出されました。これを受け、府立学校における部活動についての方向性を、下記のとおりとしますので、適切に対応願います。

なお、部活動以外の教育活動等に関しましては、後日改めてご連絡いたします。

記

- 活動については、『府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和 2 年 12 月 25 日 Ver. 4）「部活動に関する留意事項」』を再度徹底する。
- なお、緊急事態宣言下においては以下の対応とする。
 - ① 普段の練習においては、「生徒どうしが組み合わせることが主体となる活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼気を伴う活動」等感染リスクの高い活動は行わない。
 - ② 練習試合や合同練習については禁止とする。
 - ③ 宿泊や府県間の移動を伴う場合については中止または延期とする。
 - ④ 十分な感染症対策が講じられている公式な大会やコンクール等※への参加については、主催者による感染症対策を確認の上、出場することは可能。なお、学校においても十分な感染症対策を講じた上で参加すること。

※公式な大会やコンクール等：高等学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が主催する大会やコンクール等

- ⑤ この間に開催される公式な大会等に出場する場合に限り、事故防止等の観点から①に示す活動については行ってもよいが、感染症対策を十分に講じたうえで最小限にとどめること。

問合せ先

【運動部活動について】

保健体育課 競技スポーツグループ
主任指導主事 木場 恒樹
TEL: 06-6944-6904 (直通)

【文化部活動について】

高等学校課 生徒指導グループ
主任指導主事 高階 章一
TEL: 06-6947-2612 (直通)